

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 61 「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の改正について

「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の改正について

企業会計基準委員会は、平成 26 年 5 月 16 日、改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下、本会計基準等）を公表しました。

本会計基準等の改正は、平成 25 年 9 月 13 日に企業会計基準委員会から公表された「企業結合に関する会計基準」の暫定的な会計処理の確定の取扱いの改正に対応するため、四半期財務諸表における取扱いを定めたものです。

そもそも、取得とされた企業結合の場合には、被取得企業の取得原価は、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの（識別可能資産及び負債）の企業結合日の時価を基礎として、当該資産及び負債に対して企業結合日以後 1 年以内に配分します。

その際に、決算において取得原価の配分が完了していなかった場合には、その時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行うことが認められています。この場合、その後、追加的に入手した情報等に基づき配分額を確定させます。

当該暫定的な会計処理の確定の取扱いは、四半期（連結）財務諸表においては下記のように取り扱うように定められました。

① 四半期（連結）財務諸表における取扱い

暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合、年度の財務諸表におい

では、企業結合年度に当該確定が行われたかのように遡って会計処理を行うように取扱いが改正されました。これに準じて四半期財務諸表についても、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においては、企業結合日の属する四半期会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行うことになりました。

② 注記について

暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においてその旨を注記します。また、四半期会計期間の四半期財務諸表と併せて表示される比較情報について、暫定的な会計処理の確定における取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合には、その見直しの内容及び金額を注記します。1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益も、当該見直しが反映された後の金額により算定します。

③ 適用時期について

「企業結合に関する会計基準」の暫定的な会計処理の確定の取扱いの改正について、原則適用により平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する場合には、本会計基準等はそれと同時に適用されます。ただし、「企業結合に関する会計基準」の暫定的な会計処理の確定の取扱いの改正について、早期適用により平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する場合には、本会計基準等も同時に、早期適用が可能です。

(2014/6/9号より)